

(設置)

第 1 条 富士市立中央病院（以下「本院」という。）における医療の倫理に関し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヘルシンキ宣言」及び「リスボン宣言」の趣旨に基づき倫理的、社会的観点から審議するため、倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 死の判定などに関する事項
- (2) 安楽死・尊厳死等の死の権利に関する事項
- (3) 臓器移植、生殖補助医療、その他先進医療に関する事項
- (4) 宗教的信仰に基づく医療拒否等の扱いに関する事項
- (5) 医学的研究に関する事項
- (6) その他医の倫理に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、委員、外部委員をもって組織する

2 委員長及び副委員長は、院長が任命する。

3 委員は院長が指名した医師職副院長、診療科部長、事務部長、看護部長、薬剤科長、医事課長をもって充てる。

4 外部委員は、別に定める外部の有識者をもって充てる。

5 その他、審議する事項の内容により委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が認めたとき、外部委員を招集しないことができる。

2 委員会は、出席を要する委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の審議は、出席委員全員の合意により決定する。ただし、委員が関係者の場合は、これに加わることはできない。

4 委員会は、必要があると認めたときは、関係者又は関係者以外の者を出席させ、説明、意見を聞くことができる。

(緊急時の取扱)

第 6 条 緊急を要する事項が発生し、会議を開くことができない場合は、委員長がその取扱を決定することができる。この場合は、委員長は、その内容を委員会に報告するものとする。

(審議の申出)

第7条 委員会の審議を受けようとする本院に勤務する職員（以下「申出者」という。）は、様式1に定める倫理委員会審議申出書を作成し、院長に提出するものとする。

(審議結果の通知)

第8条 委員長は、審議終了後、院長に結果を報告し、院長は様式2（日本語）及び様式3（英語）に定める倫理委員会審議結果通知書により、速やかに申出者に通知するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、事務部病院総務課で処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営または医学的研究の審議手順について必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7年 5月 10日から施行する。

この要綱は、平成 14年 3月 1日から施行する。

この要綱は、平成 20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 25年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 27年 10月 1日から施行する。

この要綱は、平成 29年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成 29年 5月 1日から施行する。